許可条件(誓約)

船舶の港湾施設使用許可にあたっては、「船舶の所有者」と「港湾施設使用許可を 受ける者」は、同一でなければならない。

ただし、経済的理由等により、共有名義の船舶によって、港湾施設の使用許可を受ける場合には、別途に条件を付ける。

記

- 1. 船舶の運航管理は、港湾施設使用許可を受けている本人が行う。
- 2. 港湾施設使用許可を受けている者は、共有名義者からの同意書を提出しなければならない。
- 3. 港湾施設使用許可を受けている者が、船舶を所有する意思がなければ港湾施設使用許可を返還する。
- 4. 共有名義者が新たに港湾施設使用許可の申請者になることはできない。
- 5. その他のことについては、管理者と協議し、その指示に従わなければならない。
- 6. 使用の許可を受けた者は、許可事項の変更、住所の変更及び返還等が生じた場合は、 直ちに、その旨を届けて管理者の承認を受けること。

上記の許可条件の確認の上、遵守することを誓約します

令和 年 月 日

申請者 住所

商号

氏名 印

連絡先

同意書

申請者 住所

法人名

氏名

印

連絡先

私(共有名義者)は、上記の申請者が三重城港湾施設使用許可を申請すること に同意します。

令和 年 月 日

共有名義者(船舶) 住所

商号

氏名

連絡先

共有名義者(船舶) 住所

商号

氏名

連絡先

共有名義者(船舶) 住所

商号

氏名

連絡先

共有名義者(船舶) 住所

商号

氏名

連絡先